

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月から63年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月から63年12月まで

私は、社会保険事務所(当時)に自分の年金記録確認の申出を行ったところ、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和62年12月から63年12月までの期間の国民年金保険料の納付が確認できない旨の回答をもらった。しかし、私の申立期間の保険料の納付については、母親が「当時から払っていた」と言っているので、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付したと主張する申立人の母親は、「私は、当時娘(申立人)の国民年金の加入手続を行った。その際、夫(申立人の父親)から娘の国民年金保険料をもらい、申立期間の国民年金保険料を納付した記憶がある。」と当時の状況を具体的に述べている上、申立人の母親は、申立人の国民年金保険料の加入手続を行った時期は、昭和63年1月であることを記憶している。このことは、国民年金手帳前渡整理簿により推認できることなど、申立内容に不自然さはない。

また、申立期間当時に申立人と同居していた母親は、国民年金保険料の未納期間は無上、年金制度に対する理解が深いものと考えられることから、申立人の申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から同年9月まで
私の国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所(当時)に確認したところ、昭和52年4月から同年9月までの期間の保険料の納付が確認できないとの回答をもらった。しかし、当時は居住地区の自治会が世帯単位で国民年金保険料の徴収を行っており、毎回夫婦一緒に納付していたにもかかわらず、夫は納付済みになっているのに対し、自分の保険料だけが未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、オンライン記録によれば、申立期間の申立人の保険料を夫婦一緒に納付したとする申立人の夫の保険料は納付済みとなっている。

また、申立人夫婦が居住する地域の自治会では、国民年金保険料等の徴収は、世帯単位に作成された徴収袋により、自治会担当者が指定日に集金する方法を採っており、オンライン記録によれば、申立人とその夫の納付年月日は、確認し得る限り、同一日に納付されている上、当時の役場の年金担当職員及び自治会の関係者は「戸別徴収の際、夫婦の片方のみ保険料を徴収することはなかった。」と証言している。

なお、申立期間は6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの期間及び54年8月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から54年3月まで
② 昭和54年8月から55年3月まで

私は、社会保険事務所（当時）に自分の国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について保険料の納付記録ができないとの回答をもらった。

しかし、当時は、市役所から国民年金保険料の徴収員が公民館や自宅に来て徴収を行っており、私は申立期間の保険料は徴収員に納付し、その時の領収書も所持している。それにもかかわらず未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によれば、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す市が発行している国民年金保険料納付書兼領収書に徴収員のスタンプが押印された領収書（昭和55年7月23日付け）を所持している。

また、申立人は「申立期間の国民年金保険料を預金口座から引き出して納付した」と述べており、申立人の預金通帳において、昭和55年7月22日付けで申立期間の国民年金保険料相当額の金額が引き出されていることが確認できるとともに、申立人の所持する申立期間当時の家計簿にも国民年金保険料を納付している旨の記載が確認できる。

その他の事情等を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成19年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月31日から同年4月1日まで

私は、A事業所において平成19年4月1日からそれまでの8時間勤務から短時間勤務に契約を変更した。しかし、同年3月分の厚生年金保険料が同月分の給与から控除されたことになっているにもかかわらず、社会保険庁(当時)の記録は、同年3月の期間が厚生年金保険被保険者として認められていない。このため厚生年金保険の資格喪失日について、同年3月31日を同年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している申立人に係る平成19年3月分の出勤記録及び賃金台帳によれば、申立人は申立期間において同事業所に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額は、A事業所が保管している申立人に係る賃金台帳の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る事業主の厚生年金保険料の納付義務の履行については、A事業所の事業主は「納付していない。」と回答している上、同事業所が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が平成19年3月31日と記載されていることから、事業主が申立人の資格喪失日を同日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納

付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)を行
っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行
していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成14年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月30日から同年5月1日まで

私は、平成14年4月30日までA事業所に勤務し、同年5月1日に別の事業所に転職した。同事業所に同年4月30日まで勤務していたことは間違いないので、同事業所での厚生年金保険の資格喪失年月日を同年5月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している平成14年4月分の申立人の出勤状況が記録されたタイムカード及び同年同月分の給料台帳によれば、申立人は申立期間において同事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、A事業所が保管している平成14年4月分の給料台帳における申立人に係る記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る事業主の厚生年金保険料の納付義務の履行については、A事業所の事業主は「納付していない。」と回答している上、事業主が資格喪失日を平成14年5月1日と届け出た場合には、社会保険事務所(当時)がこれを同年4月30日と誤って記録するとは考え難く、同事務所が申立人の資格喪失年月日を同年4月30日として処理したことがオンライン記録により確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月分の厚生年金保険料について納入の

告知（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 1 日から 34 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 6 月に A 社に入社し、正社員として 35 年 4 月末まで勤務していたが、ねんきん特別便により社会保険事務所（当時）に対し厚生年金保険の加入記録を確認したところ、34 年 6 月 1 日から 35 年 5 月 1 日までの加入記録しか無いとの回答を受けた。

しかし、昭和 33 年 5 月末に前の職場を退職した後、上京し同年 6 月から A 社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険・厚生年金保険被保険者名簿により、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 29 年 12 月から申立人が退職したとする 35 年 5 月までの期間の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得状況を調査したが、34 年 6 月 1 日の資格取得日以外に申立人の氏名は無く、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人が申立期間において同社で被保険者資格を取得している形跡は認められない。

また、申立人は、昭和 33 年 6 月から勤務していたと主張しているが、申立人が、自身より前に A 社に入社していたとする元同僚の一人は、健康保険・厚生年金保険被保険者名簿によれば、同年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間における A 社での勤務状況について、既に死亡している者や居所及び連絡先が判明しない者以外の同僚 4 人に聴取したところ、いずれも申立人が同社に勤務していたことは覚えているものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言は得られない。

加えて、オンライン記録及び事業所記号順索引簿によれば、A 社は昭和 51 年 2 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の閉鎖登記簿

謄本を調査したところ、解散していることから、申立期間当時の同社における申立人の勤務状況等について事業主に確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A事業所に勤めていた期間のうち、申立期間について、社会保険事務所(当時)から「厚生年金保険の被保険者記録が無い」との回答を受けた。しかし、同事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人はA事業所において昭和 44 年 7 月 1 日から 45 年 7 月 31 日まで加入していることが確認できる上、同僚は「期間は不明であるが、申立人と一緒に同事業所で勤務していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間において同事業所に勤務していたものと認められる。

しかし、オンライン記録によれば、A事業所は申立期間より後の昭和 45 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間において適用事業所でないことが確認できる。また、オンライン記録によれば、当時の同僚は全員、同事業所が適用事業所となった昭和 45 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A事業所は、平成 11 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、事業主の連絡先が判明せず、照会を行うことができない。

なお、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの関連資料は無く、その他申立に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。